

(電子メール施行)
住 第 2005号
建 指 第 2402号
令和5年3月28日

建築関係団体 代表者 様

兵庫県まちづくり部住宅政策課長
建築指導課長

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の公布について
(通知)

都市の低炭素化の促進に関する法律に関する手数料に関して、「使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例」(令和5年兵庫県条例第13号)を令和5年3月22日に公布しましたので、下記の関係資料を添え通知します。

記

- 1 令和5年3月22日付け兵庫県公報号外の写し
- 2 新旧対照表

問合せ先

(住宅部分に係る手数料について)

住宅政策課 末盛

TEL : (078)-341-7711 (内線)4639

(非住宅部分に係る手数料について)

建築指導課 中村

TEL : (078)-341-7711 (内線)4718